事務局（局長）　只今から、令和４年第１回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会　長　（会長挨拶）

事務局（局長）　それでは、議案審議に移ります。
会議規則第３条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議　長（会長）　これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員１９名中１８名、推進委員２０名中２０名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日、２９番　大本昭裕委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第１　議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、１２番　川本由紀美委員と１３番　矢野正祥委員を指名いたします。
次に、日程第２　書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第３　議案審議に入ります。
まず、**議案第１号『農地法第３条の規定による許可申請について』**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）　議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書１ページをご覧ください。
１番、菅田町菅田の土地、田３筆・２，１８６㎡、畑１筆・５２３㎡。贈与による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稲及び果樹の栽培を行う予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
２番、新谷の土地、畑１筆・３１８㎡。売買による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き、果樹の栽培を行います。
農業は、譲受人が年間を通して従事します。
３番、同じく新谷の土地、田１筆・９４３㎡。売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稲を栽培する予定です。
農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。
以上、３件のご審議をよろしくお願いします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。１番。

１１番　それでは１番案件のご説明をいたします。議案説明資料２ページも参考にしてください。
１番案件は、贈与での所有権移転となります。
申請地は、大洲警察署菅田駐在所の裏にある畑と、さかなげ橋左岸側にある田３筆で現在も良好に管理されています。
譲受人は今治市在住ですが、週末は地元に帰って農作業を行っており、退職後には帰郷し農業に従事していくとのことです。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第７号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　２番。

１８番　２番案件について、ご説明いたします。議案説明資料３ページをご覧ください。
２番案件は、売買による所有権移転です。
申請地は、ＪＲ予讃線五郎駅から東へ約９５０ｍにある、空き家バンクに登録された物件とそれに隣接する畑１筆で、今後は、柚子等を栽培する予定となっています。
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第７号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　３番。

１９番　３番案件について、ご説明いたします。議案説明資料４ページをご覧ください。
３番案件も、売買での所有権移転になります。
申請地は、大洲市役所新谷連絡所の西、約１㎞にある水田で、現在も良好に管理されております。
譲受人は、経営規模の拡大を図るため、農地を取得するもので、家族で年間を通して農業に従事しているなど、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第３条第２項の第１号関係から第７号関係までの規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、**議案第２号『農地法第４条第１項の規定による許可申請について』**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）　議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」ご

説明申し上げます。
議案書２ページ並びに別紙議案説明資料の５ページから１４ページまでを併せてご覧ください。
１番、横野の土地４筆です。
申請地は、周辺を森林に覆われた山間部の農地で耕作が困難なため、植林をするものであります。
申請地は、別紙議案説明資料７ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から南南東に約７．５㎞のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断いたしました。
一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料５ページをご確認ください。
２番、菅田町菅田の土地１筆です。
申請人の住宅地と物置へ車輌で入れる進入路がなかったため、新たに造成し利用するものであります。
申請地は、別紙議案説明資料１０ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から東に約５．５㎞のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断いたしました。
なお、申請地では既に敷地を造成されていることから、このことについては申請人から始末書を提出いただいており、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。
一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料８ページをご確認ください。
３番、肱川町山鳥坂の土地１筆です。
申請地で果樹や飼料を栽培していたが、後継者もおらず、耕作を希望する者もいないため、桧を植林して管理するものであります。
申請地は、別紙議案説明資料１４ページの地番地目図において赤線で囲まれた部分となっており、大洲市内中心部から南東に約１４．６㎞のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断いたしました。
一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料１２ページをご確認ください。
以上、３件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

１０番　１番案件については、私から調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の５ページから７ページまでをお開きください。
まず、立地基準である第２号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」につきましては、山間部の農地で耕作管理が難しく、植林をして管理することから、問題ないものと思われます。
第４号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する

農地がありますが、同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないと考えます。
　よって、本件は農地法第４条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
　ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長（会長）　２番。

１１番　２番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の８ページから１１ページまでをお開きください。
　まず、立地基準である第２号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり、問題ないと考えます。
　次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に進入路として利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。
　第４号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する所有者からの同意は得ておりますし、今後においても進入路としての現状と変更がないことから、問題はないと考えます。
　よって、本件は農地法第４条第２項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。
　ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長（会長）　３番。

３２番　３番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の１２ページから１４ページまでをお開きください。
　まず、立地基準である第２号の「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題ないと考えます。
　次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」につきましては、申請地は現在休耕地で、後継者や耕作を希望するものもいないため、植林をして管理することから、問題ないと思われます。
　第４号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、同意を得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題はないものと考えます。
　よって、本件は農地法第４条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
　ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長（会長）　地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付する

ことに決定いたしました。
　次に、**議案第３号『農地法第５条第１項の規定による許可申請について』**を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

事務局（次長）　議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案書３ページから４ページまで、並びに別紙議案説明資料１５ページから３２ページまでを、併せてご覧ください。
　１番、東大洲の土地、２筆合計９９７㎡の案件は、申請地は市道に面し、住宅地として需要が見込まれるため、宅地造成し分譲事業を行うために、売買により取得しようとするものです。
　農地区分は、大洲市中心部から北東に約１．５㎞のところに位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、「第３種農地」と判断しております。
　したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
　２番、東大洲の土地３５０㎡の案件は、譲受人は現在借家で生活しているが、狭くて不便なため、申請地を売買により取得して、自己住宅を建築しようとするものです。
　農地区分は、大洲市中心部から北東に約１．８㎞のところに位置し、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内にある農地であることから、「第３種農地」と判断しております。
　したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
　３番、菅田町菅田の土地１５５㎡の案件は、現在のポンプ場が築堤事業区域内となり、移転をする必要があるため、申請地を取得してポンプ場を建設しようとするものです。
　農地区分は「農用地」でありますが、申請地は「大洲農業振興地域整備計画」において「用途区分」を「農業用施設」としており、農地法第５条第２号第１項イにより、不許可の例外にあたると判断しております。
　したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
　なお、本件につきましては、農用地での転用のため、今月２８日開催予定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。
　ここで、訂正がございます。議案説明資料の２３ページをご覧ください。申請地の周辺の土地の、地目の記載が抜けておりました。申請地周辺は全て「畑」でありますので、訂正していただきますようお願いします。
　それでは、説明を続けます。４番、菅田町大竹の土地、１４筆合計４，０１４㎡の案件は、譲受人の現在の事業地の一部が築堤事業の範囲となるため、申請地を新たに資材置場と露天駐車場とするために、売買により取得しようとするものです。
　農地区分は、大洲市中心部から南東に約３．６㎞のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第２種農地」と判断しております。
　したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては転用面積が３，０００㎡を超えるため、今月２８日開催予定の、常設審議委員会においてご審議いただく予定です。
５番、成能の土地２６㎡の案件は、譲受人が経営する製材工場の、木材乾燥施設を建築するため、申請地を売買により取得しようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から東南東に約１１．３㎞のところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、「第２種農地」と判断しております。
したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。
なお、写真にありますように、申請地に既に木材乾燥施設が建築されておりますが、これについて譲受人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認許可をお願いいたします。
以上、５件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。１番。

３番　それでは、１番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の１５ページから１７ページまでを参考にしてください。
申請地は１６ページの位置図のとおり、北中学校から北へ約３００ｍに位置する農地になります。
まず、立地基準については、事務局説明のとおり第３種農地でありますので、問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。
また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、１７ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。
続いて、２番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の１８ページから２０ページまでを参考にしてください。
申請地は１９ページの位置図のとおり、北中学校から北東へ約２００ｍに位置する農地になります。
まず、立地基準については、事務局説明のとおり第３種農地でありますので、問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。
また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、２０ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。
以上２件は、農地法第５条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　３番。

１１番　それでは、３番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の

２１ページから２４ページまでを参考にしてください。
申請地は、２２ページの位置図のとおり、肱東中学校から南西へ約１．１㎞に位置する農地になります。
まず、立地基準についてですが、申請地は農用地区域内農地でありますが、大洲農業振興地域整備計画において、農業用施設用地に位置付けられており、農地法第５条第２項第１号イにより、不許可の例外にあたるため問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可後、築堤事業の移転補償にて施設工事を着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。
また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、２３ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。
よって、本件は農地法第５条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　４番。

１３番　それでは、４番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の２５ページから２８ページまでを参考にしてください。
申請地は、２６ページの位置図のとおり、肱東中学校から南南西へ約２㎞に位置する農地になります。
まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第築堤事業による移転補償費にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。
また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、２７ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。
よって、本件は農地法第５条第２項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　５番。

１５番　それでは、５番案件の調査結果をご報告いたします。
議案説明資料の２９ページから３２ページまでを参考にしてください。
申請地は、３０ページの位置図のとおり、大洲市大川連絡所から、北東へ約２㎞に位置する農地になります。
まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。
次に、一般基準である第３号の「転用の確実性」ですが、既に施設は建築済みであり、転用は確実なものと言えます。
また、第４号の「周辺農地等への影響」ですが、３１ページの地番地目図のとおり、隣接農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。

よって、本件は農地法第５条第２項の各号には該当しないため、また、木材乾燥施設を既に建築している、違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、**議案第４号『農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人報告について』**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）　議案第４号「農地法第６条第１項の規定による農地所有適格法人について」をご説明します。議案書５ページになります。
当議案では、前年度の事業状況報告がありました「〇〇〇〇」について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。
まず、要件の適否を判断する上で、確認が必要となる事項を前のスライドに表示していますので、合わせて確認をお願いします。
１番、〇〇〇〇は、主に「麦・大豆」の栽培を行っています。
①「法人の組織」は、農事組合法人です。
②「事業の限定」は、生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上であります。
③の「構成員の資格」は構成員１６名の内、農業関係者１２名が有している議決権が１６口あり、総議決権の半数以上を有しており問題ありません。
④の「経営責任者の要件」は執行役員３人ともに農業常時従事者であり、かつ年間６０日以上農作業に従事しております。
以上のとおり、報告書等を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われます。
ご審議をお願いします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。
次に、**議案第５号『非農地証明について』**を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（次長）　失礼いたします。
議案第５号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書６ページ並びに別紙議案説明資料３３ページから４１ページまでを、併せてご覧ください。
１番、阿蔵の土地１６８㎡の案件は、自然改廃（２０年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申出によりますと、申請地を昭和３０年頃から耕作放棄し、現在は全面に雑木が生えてしまったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
２番、徳森の土地９８８㎡の案件は、自然改廃（２０年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。
申出によりますと、申請地を２０年以上耕作放棄し、現在は全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
３番、肱川町西の土地、２筆合計１３，８０１㎡の案件は、自然改廃（２０年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます
申出によりますと、申請地を３０年以上耕作放棄し、現在は全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
以上、３件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。１番。

１番　それでは、１番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の３３ページから３５ページまでを参考にしてください。
申請地は、３４ページの位置図のとおり、久米小学校から北東へ約１．８㎞に位置する農地になります。
申請によりますと、申請地を昭和３０年頃から耕作放棄し、現在は全面に雑木が生えてしまったため、農地への復旧は著しく困難との申出です。
申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後２０年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　２番。

６番　それでは、２番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の３６ページから３８ページまでを参考にしてください。
申請地は、３７ページの位置図のとおり、平小学校から北東へ約８０

０ｍに位置する農地になります。
　申請によりますと、申請地を２０年以上耕作放棄し、現在では全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧は著しく困難との申出です。
　申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後２０年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
　よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　３番。

３２番　それでは、３番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の３９ページから４１ページまでを、参考にしてください。
　申請地は、４０ページの位置図のとおり、大洲市肱川支所から南南東へ約２．６㎞に位置する農地になります。
　申請によりますと、申請地を３０年以上耕作放棄し、現在では全面に竹や雑木が生えてしまったため、農地への復旧は著しく困難との申出です。
　申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも耕作放棄後２０年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。
　よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
　ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　長（会長）　地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、この証明願いの土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
　次に、**議案第６号『農用地利用集積計画の決定について』**を議題といたします。
　本件につきましては、○○○○委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、○○○○委員の退席を求めます。
　事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長）　議案第６号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の７ページから、ご覧ください。
　「新規」案件のみを説明させていただきます。
　１番、水稲を栽培するため、賃借権を５年間設定します。

２番、野菜を栽培するため、賃借権を１０年間設定します。
３番、水稲を栽培するため、賃借権を６年間設定します。
８ページの５番、若松を栽培するため、賃借権を３年間設定します。
７番、果樹を栽培するため、賃借権を５年間設定します。
以上、利用権設定・件筆数、７件・１０筆、利用権設定総面積、１５，７９４㎡。
続いて、所有権移転の案件です。議案書９ページをご覧ください。
１番、２番はともに、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲及び菅田町菅田の農地を取得しようとするものです。
東大洲の土地、田１筆３，００６㎡、及び菅田町菅田の土地、畑２筆・計２，７７８㎡、田３筆・計３，０９８㎡。利用目的は「水稲・麦、大豆」です。
以上、所有権移転・件筆数、２件・６筆、所有権移転総面積、８，８８２㎡です
いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　長（会長）　只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委　員　（質疑なし）

議　長（会長）　特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委　員　（異議なし）

議　長（会長）　ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。
それでは、○○○○委員の入場を許可します。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。